

処 分 基 準

平成 27 年 3 月 13 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 12 条の 3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、同第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第 5 条第 1 項第 3 号～第 5 号（許可の基準）、同第 9 条の 13 第 1 項第 1 号（年少射撃資格の認定）、同第 12 条の 3
処 分 基 準： 法第 4 条若しくは第 6 条の許可を受けた者又は同第 9 条の 13 の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第 5 条第 1 項第 3 号～第 5 号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課 営業支援指導係 (電話 018-863-1111 内 3054、3055)
備 考：